○国土交通省告示第三百七十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二五一五号	中村　聡	福岡県	令和八年二月二十五日	伊勢三河湾水先区
第二五一六号	西川周太郎	三重県	令和八年二月二十五日	伊勢三河湾水先区

○関東地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市白井字北中道二三八四番一まで	前	A　二〇・二七～一四・六五	メートル　四・一三三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一七・四二～二五・六九	キロメートル　〇・九五八	
		C　二〇・二七～一〇九・一〇	一・八〇六	
		D　一七・四二～三六・〇六	四・一三三	
		A　一四・六五～一〇九・一〇	〇・九五八	
		B　二五・六九～三六・〇六	一・八〇六	
		C・D　七・七六～一〇・一〇	一・八三二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市渋川字上ノ原二九七八番一地先から同市金井字下新田一六五五番三まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十四日

○関東地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六一番五地先から同町勝山字宮ノ裏三六二番一まで	前	八・〇〇～八・二六	キロメートル　〇・〇〇一	
	後	八・二六～九・五五	〇・〇〇一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	千葉県安房郡鋸南町勝山字宮ノ裏三六一番五地先から同町勝山字宮ノ裏三六四番六まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十三日

○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	市原市大和田字三島一九〇番地先から同市大和田字緑岡三六七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十三日

○北陸地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年北陸地方整備局告示第三十六号小矢部都市計画道路事業

三・四・二十四号寄島西中野線

三　事業施行期間　自令和三年七月三十日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年北陸地方整備局告示第四十三号富山高岡広域都市計画道路事業三・六・二百四十三号駅前出町線

三　事業施行期間　自平成三十年四月十一日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし